令和 8 年 11 月 11 日
国立循環器病研究センター

有機溶剤、特定化学物質にかかる作業環境測定業務請負契約　1 式

実施方針

1．導入の背景及び目的等

有機溶剤、特定化学物質にかかる作業環境測定業務は、労働安全衛生法第 65 条の規程により定められた作業環境測定のため実施する必要がある。また、有機則 28 条及び特化則 36 条により、測定頻度は 6 ヶ月以内ごとに 1 回と定められており、現契約期間が令和 9 年 3 月 31 日までの契約となっており、今後も必要不可欠であるため調達を実施する。

本調達を実施するにあたり、本件業務のノウハウを持つ供給者に広く仕様項目等の情報提供を求める必要があると判断し、情報提供依頼を行うものである。

２．調達概要

（１）必要作業（別紙仕様書案参照）

労働安全衛生法第 65 条の規程により定められた作業環境測定

（２）予定数量（3 年）

測定頻度は 6 ヶ月以内ごとに 1 回の測定

（有機則 28 条及び特化則 36 条により定められている。）

（３）契約期間

令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日

３．提供を求める資料

２．に示す業務概要を満たす業務について、提供可能な範囲で下記に掲げる一般的な参考資料その他の資料等の提供を求める。全ての項目に回答する必要は無い。

①　提供者に関する情報（会社案内等）

②　調達仕様等を作成するための技術提案・仕様書案

③　技術提案に関する参考資料（定価・導入実績等を含む）

④　提案を実現するために必要な費用に関する資料

⑤　カタログ等

⑥　納入に要する期間に関する資料
⑦　その他必要と思われる資料

４．その他

①　提供者に対し、必要に応じ本提供資料の記載内容等についてヒアリング等を行う場合がある。
②　本案件にかかる内容は予定であり、検討の結果、変更又は調達が中止されることがある。